

# 住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳の閲覧は、世論調査や学術研究などの公益性の高い事業の実施にのみ認められています。平成23年度（H23.4.1～H24.3.31）の閲覧状況を住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき公表します。

## ▶ 国・地方公共団体分

閲覧日	申出等機関	閲覧目的	閲覧範囲
9/6 9/7	福井県 東京大学	福井県地域の力調査	市内一円 867人 (平成3年7月31日以前生まれの男女)
9/8	福井県	国民健康・栄養調査	津内町2丁目 41人(満1歳以上の男女)
9/8	福井県	県民健康・栄養調査	筋生野 68人(満1歳以上の男女)
9/28	内閣府	高齢者の経済生活に関する意識調査	清水町2丁目 14人(55歳以上の男女)
10/3 10/4	福井県	福井県幼児教育に関するアンケート調査	市内一円 309人 (0歳から5歳の幼児およびその保護者男女)
10/12	福井県	日常の買い物に関するアンケート調査	市内一円 247人(20歳以上の男女)
11/10	福井県	「水産物の購入意識」に関するアンケート調査	市内一円 102人(20歳以上の男女)
11/16	内閣府	社会意識に関する世論調査	津内町2丁目、津内町3丁目 30人 (満20歳以上の男女)
1/17	福井県	ボランティア活動に関するアンケート調査	市内一円 192人(10歳以上の男女)
2/1	内閣府	消費動向調査	新松島町、鋳物師町、平和町 35人 (単身世帯の世帯主男女)
2/7 2/8	自衛隊福井 地方協力本部	自衛官募集に伴う広報	市内一円 684人(平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた男女)
2/21	内閣府	生活の質に関する調査	布田町 20人(15歳以上の男女)

## ▶ 法人分

閲覧日	申出者	閲覧目的	閲覧範囲
6/10	日本銀行情報サービス局 局長 大川 昌利	生活意識に関するアンケート調査	呉竹町1丁目 15人(満20歳以上の男女)
7/6	公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 長谷川 和明	メディアに関する全国世論調査	萩野町 18人(満18歳以上の男女)
7/21	株式会社 毎日新聞社 世論調査室 室長 桜井 茂	「読書」・「時事問題」世論調査	津内町3丁目 16人(16歳以上の男女)
8/3	株式会社 時事通信社 大阪支社長 大室 真生	住民意識調査	相生町、鉄輪町1丁目、三島町1丁目、松島町、櫛川、櫛川町2丁目、平和町、長沢、衣掛町、市野々町1丁目、桜ヶ丘町、萩野町 253人(満20歳以上の男女)
9/22	日本銀行情報サービス局 局長 鮎瀬 典夫	生活意識に関するアンケート調査	曙町、拳野、阿曾 15人(満20歳以上の男女)
10/13	社団法人 日本新聞協会 専務理事 鳥居 元吉	メディアの接触と評価に関する調査	津内町3丁目 20人(満15歳以上79歳以下の男女)
11/16	株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 此本 臣吾	テレビ視聴に関する調査	清水町2丁目 14人(16歳以上の男女)
12/15	同志社大学 学長 八田 英二	生活意識に関する調査	結城町 14人(満20歳以上の男女)
12/20	日本放送協会 営業局長 畑中 富雄	テレビ放送に関するアンケート	木崎、山、山泉、野坂、栄新町、坂下、桜ヶ丘町 96人(16歳以上の男女)
12/21	日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 情報部長 田中 康司	全国たばこ喫煙者率調査	櫛川 20人(大正11年5月1日から平成4年4月30日生まれの男女)
1/31	NHK放送文化研究所 世論調査部長 塩田 幸司	メディア利用の生活時間調査	白銀町、本町2丁目 12人(10歳から69歳の男女)

問合せ 市民課 ☎22-8117

# 情報公開・個人情報保護制度

～平成23年度の運用状況をお知らせします～

## 情報公開制度

市民参加の市政推進のために、市が持っている情報を市民の皆さんが知りたいときに、請求に応じて公開する制度です。

### 公開請求に対する決定の状況

請求件数 17件

実施機関	公開	部分公開	非公開	取下げ	計
市長	4	8	5(4)	0	17
議会	1	0	0	0	1
教育委員会	1	2	0	0	3
計	6	10	5(4)	0	21

請求2件については、内容により公開、部分公開または非公開のうち2つの決定を、請求1件については、内容により公開、部分公開および非公開の3つの決定を行いました。

非公開5件のうち4件は文書不存在です。

### 主な請求内容

- ◇福井大学附属国際原子力工学研究所関連文書
- ◇駅周辺土地活用用地取得関連文書 など

## 個人情報保護制度

市民のプライバシー保護のために、市が持っている個人に関する情報をその本人が見たり、正したり、取り除いたり、中止したりする権利を保障する制度です。

### 開示請求に対する決定の状況

請求件数 13件

実施機関	開示	部分開示	非開示	取下げ	計
市長	11	5	4(4)	0	20
計	11	5	4(4)	0	20

請求5件については、内容により開示、部分開示または非開示のうち2つの決定を、請求1件については、内容により開示、部分開示および非開示の3つの決定を行いました。

非公開4件はすべて文書不存在です。

### 主な請求内容

- ◇印鑑登録証明書交付申請書
- ◇住民票等交付請求書 など

## 実行委員会等の情報公開制度

実行委員会等(\*)が持っている情報も要綱に基づき、公開の申出ができます。23年度は申出がありませんでした。

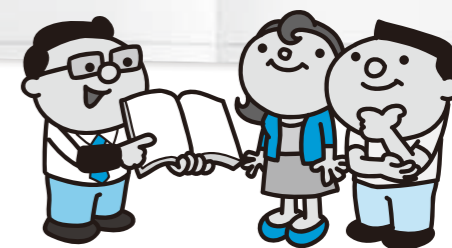
### \*実行委員会等

特定の事務事業の実施のために設置された団体(法人を除く。)で一定の要件に該当するもの

## 不服申立て

実施機関の決定に不服がある請求者は、不服申立てができます。不服申立てがあった場合は、「市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、審査を行います。23年度は両制度とも不服申立てはありませんでした。

昨年度は、両制度の利用以外にも「予算説明書や統計などの閲覧」「市長交際費関係の閲覧」など81件の利用がありました。情報公開室では、制度についての相談・案内・請求の受付のほか、市政に関する資料の閲覧等情報の提供を行っていますので、お気軽にご利用ください。



問合せ 情報公開室 ☎22-8178